第八節 手続の却下と補正指令

I 手続の却下と補正指令

- 1. 不適法な手続であって、その不備を補正により解消をすることができないものについては、 その手続が却下されます。(特18の2(1)を準用)。
- 2. 方式要件を満たしていない手続は、その不備を解消するよう、手続の補正が命じられます(特 17(3)を準用)。

Ⅱ 不適法な手続の却下

1. 却下理由通知

不適法な手続(申請)であって、その補正をすることができないものについて、当該手続(申請)を却下するときは、手続(申請)をした者に対し処分に係る理由を通知し、相当の期間(国内在住者、国外在住者とも30日)を指定して弁明を記載した書面(弁明書)を提出する機会が与えられます(特18の2(2)を準用)。

2. 却下される手続

*願書及びその添付書類(願書に添付した書面全体から特定することができるときを除く)。 なお、商標法第5条の2第1項に該当するときは、同条2項の規定により補完を命ずるも のとします。

(共通事項)

- (1) 日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき(特施規2(1)を準用)。
- (2) 在外者が日本国内に住所(居所)を有する代理人によらないで出願をしたとき(特8(1)を準用)。
- (3) 出願をすることができる時又は期間が商標法により定められている場合においてその時又はその期間外に出願をしたとき(商10(1)等)。
- (4) 原出願の出願人以外の者が、分割・変更に係る出願又は補正却下後の新出願をしたとき (商10(1)等)。
- (5) 分割・変更に係る出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき(ただし、代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。)。
- (6) いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- (7) 出願人の識別番号及び氏名(名称)のいずれも記載されていない書面をもって出願をしたとき(商5(1))。

(商標登録出願)

(8) 団体商標登録出願において、商標法第7条第1項に規定する一般社団法人その他の社団 (法人格を有しないもの及び会社を除く。) 若しくは事業協同組合その他の特別の法律に より設立された組合(法人格を有しないものを除く。) 又はこれらに相当する外国の法人 以外の者が出願をしたとき(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したこ とが明らかな場合を除く。)。(商7(1))

(9) 地域団体商標登録出願において、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」以外の者(個人、会社等)が出願したとき(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。(商7の2(1))

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願)

(10) 防護標章登録の登録番号を記載しないで防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新 登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から当該登録番号が特定できるときを除 く。) (商65の3(1))。

*願書以外の出願書類

- (1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続したとき。
- (2) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき (手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。)。
- (3) 出願人以外の者が手続をしたとき(代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。
- (4) 査定謄本の送達後又は出願却下の処分の謄本送達後に、意見書、物件提出書を提出したとき。
- (5) 不適法な手続として却下された出願について手続したとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定(審決の確定による場合を含む。)し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき(設定の登録後にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出を除く。)。
- (6) 手続却下又は出願却下の処分の送達後(同日含む)に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき(弁明書等により手続却下の謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除く。)。
- (7) 法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間満了後に延長を請求したとき。
- (8) パリ条約による優先権主張の手続において、出願と同時にその旨並びに優先権の基礎となる出願に係る国名及び出願の年月日を記載した書面を提出しないとき。
- (9) パリ条約による優先権主張の手続において、商標登録出願の日から3月を経過して優先 権証明書を提出したとき。
- (10) 過誤納の手数料の返還について、既納手数料返還請求書を手数料を納付した日から1年 を経過して提出したとき(商標法第76条第9項の規定が適用された場合を除きます。)。
- (11) 商標登録出願時の特例規定の適用を受けるための手続において、出願時の特例証明書提

出書を商標登録出願の日から30日を経過して提出したとき。

- (12) 手続が以下に該当するとき。
 - ①手続補正書(手続補完書)に補正の内容(補完の内容)の記載がないとき(補正方法が「削除」のときを除く。)又は添付すべき書面が添付されていないとき(物件の提出をその内容とする場合に限る。)。
 - ②意見書に意見の内容の記載がないとき。
 - ③物件の提出を目的とする手続(優先権証明書提出書等)に物件が添付されていないと き。)
 - ④代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき (手続書面全体から特定することができるときを除く。)。
 - ⑤出願人名義変更届が、以下に該当するとき (手続書面全体から特定することができる ときを除く。)。
 - イ 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないと き。
 - ロ 団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、一般社団法人その 他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他 の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれら に相当する外国の法人以外の者であるとき。
 - ハ 地域団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、事業協同組合 その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特 別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒 み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付 してはならない旨の定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定 非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活 動法人又はこれらに相当する外国法人以外の者(個人、会社等)であるとき。
 - ⑥代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載が ないとき(手続書面全体から特定することができるときを除く。)。
 - ⑦代理人選任(代理人変更、代理権変更、代理権消滅)の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき(手続書面全体から特定することができるときを除く。)。
 - ⑧包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。
 - ⑨手続補足書に補足の内容の記載がないとき、又は添付すべき書面が添付されていないとき(物件の提出をその内容とする場合に限る。)
 - ⑩手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。
 - イ 予納を利用する場合
 - a. 予納台帳番号が記載されていないとき。
 - b. 手続をする者(代理人があるときはその代理人)が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者でないとき。

- c. 予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。
- ロ 特許印紙により納付する場合 特許印紙を全く貼付しないで手続したとき。
- ハ 現金 (電子現金) により納付する場合 納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。
- ニ 口座振替により納付する場合
 - a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。
 - b. 手続をする者(代理人によるときはその代理人)が手続補正書に記載した振替番号 を付与された者でないとき。
 - c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。
- ホ 指定立替納付者により納付する場合
 - a. 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき(当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。)。
 - b. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されてい ないとき。
- ①共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき (代理権 が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場 合を除く。)。
- ②回復理由書が次に該当するとき。
 - イ 救済手続期間外に提出されたとき。
 - ロ 回復の理由の記載がされていないとき。
 - ハ 所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。
 - ニ 回復対象となる手続が提出されないとき。
 - ホ 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。
- ⑬上記「*願書及びその添付書類」欄の(1)、(2)、(3)は、願書以外の出願書類に準用する。

【却下理由通知書文例】

却下理由通知書

令和○○年○○月○○日

特許庁長官

商標登録出願人 ○○○○株式会社 様

商願〇〇〇一〇〇〇〇〇

この出願は、法令で定める要件を満たしていないため却下すべきものと認められます ので、あらかじめその理由を下記のとおり通知します。

これについて弁明があれば、この通知書発送の日から30日以内に、弁明書を提出してください。

記

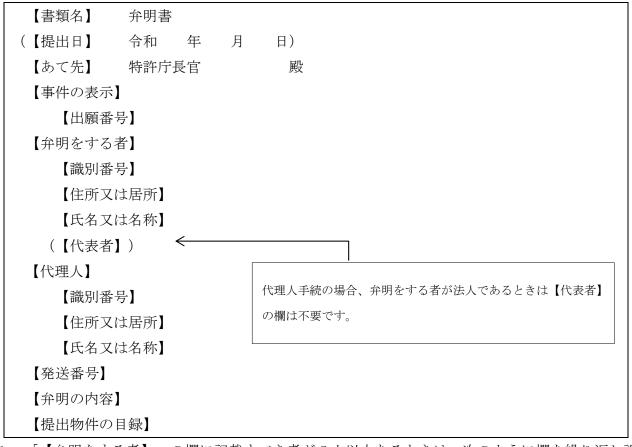
商標法第77条第2項で準用する特許法第8条第1項の規定により、在外者は商標管理 人によらなければ手続することができません。

3. 弁明書の提出

却下理由通知に対しては弁明書を提出することができます。

弁明書は、商標法施行規則第22条第1項で準用する特許様式第15の4により作成します。

特許法施行規則様式第15の4



1 「【弁明をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第13の備考9と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。

4. 手続の却下

指定した期間内に弁明書の提出がないとき、又は弁明書の提出があっても却下理由が解消できないときは、当該手続(申請)が却下されます(特18の2(1)を準用)。

Ⅲ 手続の補正指令と却下

1. 手続補正指令書

方式要件を満たしていない手続は、商標法第77条で準用する特許法第17条第3項の規 定に基づき、特許庁長官により手続の補正が命じられます。

この場合における手続の補正の命令は、次に掲げるような様式によってなされます。

手続補正指令書(方式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 特 許 庁 長 官

商標登録出願人○○○○株式会社 様

商願〇〇〇一〇〇〇〇〇〇に関し

この出願は、法令に定める要件を満たしていないので、この手続補正指令書発送の日から 1月以内に、下記事項を補正した手続補正書を提出してください。

この手続補正書の提出がないときは、この出願を却下することになりますのでご注意ください。

記

- 1. 商標登録願に記載された出願人の住所又は居所が、識別番号に係る届出のものと相違します。
- 2. 本件手数料12,000円が納付されていません。

2. 手続補正指令に対する手続

手続補正指令に対する手続は、指定された期間内に手続補正書を提出することにより行います。

3. 手続の却下(手続補正指令に応答しないとき)

特許庁長官は、商標法第77条で準用する特許法17条第3項の規定により手続の補正すべきことを命じた者が、指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができます(特18(1)を準用)。

Ⅳ 却下処分に対する不服申し立て

却下処分に不服がある場合、当該処分を受けた出願人等は、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して3月以内に、特許庁長官に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます(行政不服審査法第82条)。また、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)提訴することもできます(行政事件訴訟法第46条)。(特許法に基づく手続ではありませんので、手続方法等は行政不服審査法、行政事件訴訟法の規定に従ってください)。